

中部大学研修センター利用心得

(平成26年4月1日制定)
(2025年4月1日最終改正)

本研修センターは、学校法人中部大学（以下「学園」という。）が設置する学校の学生、生徒及び教職員の教育、研究、課外活動及び研修等の場として教養を高め、自ら鍛え、友情を深め、また学園職員が職務上の研修並びに体位向上をはかることを目的とした施設である。利用者は、研修センター施設（以下「センター」という。）を利用する時は、次のことを守らなければならない。

（利用申込手続並びに利用料について）

1. センターを利用しようとする者は、研修センター利用申込書をもって利用希望日の1ヶ月前から7日前までに、下記により利用料（別に定める。）を添えて申込むこと。
 - (1) 大学の教育、研究及び学生の課外活動(クラブ活動を除く。)の場合
指導教授等の承認を得たうえで、学生教育部学生支援課へ申込むこと。
 - (2) 学生のクラブ活動の場合
顧問の承認を得たうえで、学生教育部学生支援課へ申込むこと。
 - (3) 大学以外の学校の教育、課外活動並びに学園職員の研修及び体育活動の場合
所属長の承認を得たうえで、教育支援部教育支援課へ申込むこと。注) 利用申込みと同時に利用日程表を、所定の様式で提出すること。

2. 食事を希望する者は利用申込みと同時に予約し、食費（別に定める）を納入する。

（宿泊人員）

3. 宿泊人員は230名とする。

（利用時間等）

4. 利用時間は、第1日目の14時から最終日の11時までとする。
ただし、最終日に次の利用者がある場合には、時間前に退室を求めることがある。
5. 食事時間は、下記時間とする。利用責任者は退所時に給食数確認伝票を食堂に提出する。

朝食	7時30分～	8時30分
昼食	12時	～13時
夕食	18時	～19時（7、8、9月は18時30分～19時30分）

注) 食事、湯茶等はすべてセルフサービスとする。

6. 施設の利用時間は、下記時間とする。

研修棟・研修室	6時～22時
体育館	6時～22時
浴室	17時～22時

7. グラウンドなどの利用時間は、下記時間とする。

4月～10月	8時～19時
11月～3月	9時～17時

8. 静粛時間は、22時～翌朝6時とする。

9. 消灯時間は、23時とする。

1 0. 門限は、2 2 時とする。

(到着時等の手続)

1 1. センターを利用する場合の手続等は、次によること。

- (1) 利用責任者は、センター到着後並びに出発前に、必ずその旨を事務長へ申し出ること。
- (2) 利用責任者は、センター出発時に、利用人員等確認報告書を事務長へ提出すること。
- (3) 利用責任者は、利用者の激励等で来訪するOB等の利用についても、事前に利用申込書を提出すること。

(利用上の留意事項)

1 2. センターを利用する場合は、次の点に留意すること。

- (1) 常に「利用心得」を厳守し、規律正しい行動をとること。
- (2) 器具、備品は大切にし、整理、整頓に努めること。
- (3) センター内は全面禁煙、喫煙は指定場所で行うこと。
- (4) 退室時には、電灯、冷暖房器具の電源を切るとともに、ガスの元栓を閉じること。
- (5) 節電、節水に努めること。
- (6) 常に整理、整頓に努めること。
- (7) 貴重品は各自で管理すること。
- (8) 寝具の出し入れ、シーツの取替えは各自で行うこと。

1 3. 次の場合は、事務長に申出ること。

- (1) 研修室、研修棟、体育館を利用するとき。
- (2) 用具等を利用するとき。
- (3) 備品を移動するとき。

(運動施設の利用)

1 4. 運動施設の使用責任者は、使用の前後に事務長に連絡すること。

注) 屋外施設の雨天、雨後の使用については、事務長が判断する。

1 5. 付属設備、器具を使用する場合は、使用責任者は事務長へ申し出ること。

1 6. 正課体育用具（ゴルフ用具）を使用する場合は、使用責任者は事務長へ申し出ること。

※ ショートアイアン以外のクラブは使用しないこと。

(利用料等の返付又は取消料の徴収)

1 7. 既納の利用料及び食費は、次の各号に該当する場合に返付又は取消料を徴収する。

- (1) センターの都合によって利用できなくなったときは、利用料等の全額を返付する。
- (2) 天災、地変、その他これに相当する事由によって利用できなくなったときは利用料等の全額を返付する。
- (3) 利用予定日の2日前までに、利用申込み（食事を含む。）の取消しを申し出たときは利用料等の全額を返付する。ただし、センターにて取消しの申し出を行う場合は、木曜日から月曜日（火曜日・水曜日は休日）の9時から17時に限る。（以下この項において同じ。）
- (4) 利用予定日の前日の午前10時までに取消しを申し出たときの食費については、取消しした1日目の食費の半額を取消料として徴収し、残額を返付する。
- (5) 利用予定日の前日の午前10時以降に取消しを申し出たときの食費については、取消しした1日目の食費の全額と2日目の食費の半額を取消料として徴収し、残額を返付する。

- (6) 運動施設（屋外施設）を使用する申込みで、雨天等のため利用不可能と認められた場合は、利用料の全額を返付する。ただし、使用中に利用を取消しした場合は、利用料は返付しない。
- (7) その他、本学が特に認めた事由があるときは、個別に判断する。

(禁止行為)

18. 利用者は、次の各号にかかげる行為をしてはならない。
- (1) 風紀秩序を乱し又は他人に迷惑をおよぼす行為
 - (2) 非常設備器具、電気機器の誤作動等の管理上支障をきたす行為
 - (3) 部屋での飲酒、マージャン、花札、テレビゲーム等の遊戯、自炊、焚火及び昆虫・植物・岩石等の採取

(利用の取消し)

19. 大学又は学園の行事等のため、必要が生じたときは利用条件の変更又は利用を取消すことがある。
20. 利用心得を守らない者は、その利用を取消し又は以後の利用を禁止することがある。

(損害賠償)

21. 施設、備品、用具等を破損又は紛失したときは、利用責任者は速やかに事務長に届出て指示をうけること。この場合、理由によって弁償を求めることがある。

(その他)

22. 懇親会、コンパ、キャンプファイヤー、反省会等については別に定める。
23. センターは、利用頻度により利用期間に制限を設けたり変更したりすることがある。

(休館日)

24. 休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

参考：宿泊を伴う利用の場合は、学生・生徒は、洗面用具、寝巻を各自持参すること。